

委託契約書（案）

福島国際研究教育機構 理事長 山崎 光悦（以下「甲」という。）は、〇〇〇〇
【例：株式会社〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇】（以下「乙」という。）と、〇〇〇業務
（以下「委託業務」という。）について、次のとおり委託契約（以下「本契約」とい
う。）を締結する。

- 1 目 的 甲は、委託業務の実施を乙に委託し、乙はこれを受託する。
- 2 委 託 費 委託業務の実施に要した経費の額。ただし、
〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
（消費税及び地方消費税額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円を含む。）
を上限とする。
- 3 完了期限 年 月 日
- 4 納 入 物 委託業務実施計画書に記載のとおり
- 5 納入場所 甲が別に指示する場所

この契約を証するため、本契約書を2通作成し、双方記名押印の上、甲、乙それぞれ1
通を保有する。

年 月 日

甲 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字矢沢町6番地1
福島国際研究教育機構
理 事 長 山 崎 光 悦

乙 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
株式会社〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇

(委託業務の実施)

第1条 乙は、法令及び指針等を遵守し、委託業務の実施計画書に記載された実施計画に従い、委託業務を実施しなければならない。

(契約保証金)

第2条 甲は、本契約に係る乙が納付すべき契約保証金の納付を全額免除する。

(計画変更等)

第3条 乙は、実施計画を変更しようとするとき（事業内容の軽微な変更の場合及び支出計画の区分経費の30パーセント以内の流用（人件費への流用及び一般管理費への流用を除く。）の場合を除く。）は、あらかじめその承認を受けなければならない。

2 甲は、前項の承認をする場合には、条件を付すことができる。

(再委託)

第4条 乙は、あらかじめ実施計画書に記載されている場合を除き、委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、委託業務の一部であって、甲に申請し、承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、再委託に伴う当該第三者（以下「再委託先」という。）の行為について、甲に対し、全ての責任を負わなければならない。

3 乙は、乙及び再委託先毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用を行ってはならない。

(債権債務の譲渡の禁止)

第5条 乙は、本契約によって生じる債権及び債務の全部又は一部を甲の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して債権を譲渡する場合にあっては、この限りでない。

(委託業務完了報告書の提出)

第6条 乙は、委託業務が完了したときは、委託業務完了報告書を甲に提出しなければならない。

(委託業務完了の検査)

第7条 甲は、前条に規定する委託業務完了報告書を受理した日から15日以内の日（当該期間の末日が休日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日をいう。）に当たるときは、当該末日の翌日を当該期間の末日とする。）

までに、完了した委託業務が本契約の内容に適合するものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(事業実績の報告)

第8条 乙は、委託業務が終了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託業務が終了した日の翌日から61日を経過した日又は翌会計年度の4月30日のいずれか早い日までに委託業務の成果を記載した委託業務実績報告書を甲に提出するものとする。

(支払うべき金額の確定)

第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、委託業務が契約の内容に適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

2 前項の確定額は、委託業務に要したものと甲が認めた金額と委託費の額のいずれか低い額とする。

(委託費の支払)

第10条 甲は、前条に規定する額の確定後、乙に委託費を支払うものとする。

2 甲は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委託費の全部又は一部を概算払いすることができる。

3 乙は、前2項による委託費の支払いを受けようとするときは、精算払請求書又は概算払請求書を甲に提出しなければならない。

(過払金の返還)

第11条 乙は、前条第2項により支払いを受けた委託費が第9条の額を超えるときは、甲の指示に従い、その超えた額を甲に返還しなければならない。

(収益の納付)

第12条 乙は、委託業務の実施により相当の収益が生じたときは、甲の指示に従い、当該収益の全部又は一部に相当する金額を甲に納付しなければならない。

2 前項の規定により納付する金額は、甲乙協議により算定した金額とする。

(契約の解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、甲は乙に対して委託費その他これまでに履行された委託業務の対価及び費用を支払う義務を負わない。

(1) 乙が、完了期限までに委託業務を完了しないとき、又は完了期限までに委託業務を完

了する見込みがないと甲が認めたとき。

(2) 乙が正当な事由なく解約を申し出たとき。

(3) 前2号に定めるもののほか、乙が本契約の規定に違反したとき。

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合において、委託費の全部又は一部を乙に支払っているときは、その全部又は一部を期限を定めて返還させることができる。

(不正に対する措置)

第14条 甲は、乙に不正の疑いがある場合は、乙に対して調査を指示することができる。

2 乙は、前項の指示を受けた場合若しくは委託業務に関する不正があった場合は、その調査の結果を書類により、甲に報告しなければならない。

3 甲は、前項の報告を受けたときは、必要に応じ、職員又は甲の指定する者を派遣し、不正の有無及びその内容を調査することができる。このとき乙は、調査に協力しなければならない。

4 甲は、委託業務に関する不正が明らかになったときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

5 甲は、前項の規定により、委託業務を解除したときは、契約解除の額又は既に支払った委託費の額のいずれか低い額を返還させることができる。

6 乙は、前項の規定により、不正にかかる委託費を返還するときは、不正にかかる委託費を乙が受領した日の翌日から起算し、返還金として納付した日までの日数に応じ、民法(明治29年法律第89号)第404条で定める法定利率(以下「法定利率」という。)に基づき計算した遅延利息を付加しなければならない。

7 甲は、不正の事実が確認できたときは、機関名及び不正の内容等を公表することができる。

8 甲は、前各項のほか必要な措置を講じることができる。

(委託業務の調査)

第15条 甲は、必要に応じ、乙に対し、本契約の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

2 甲は、再委託先等に対しても、再委託先等の事務所、事業場等において委託業務に関する帳簿類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。この場合において、乙は当該調査等を行うことについて、再委託先等が同意するように必要な措置をとらなければならない。

(反社会的勢力の排除)

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当しないことを表明・保証し、甲は、乙が次の各

号のいずれかに該当したとき、又は該当していたことが判明したときは、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業若しくは関係者、総会屋、その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (2) 乙の役員又は実質的に経営を支配する者が反社会的勢力であること、又は反社会的勢力であったこと。
- (3) 乙の親会社、子会社（いずれも会社法の定義による。以下同じ。）又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者が前2号のいずれかに該当すること。

2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙（乙の役員若しくは実質的に経営を支配する者を含む。以下第2号から第4号において同じ。）が甲に対して脅迫的な言動をすること、若しくは暴力を用いること、又は甲の名誉・信用を毀損する行為を行うこと。
- (2) 乙が偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害すること。
- (3) 乙が第三者をして前2号の行為を行わせること。
- (4) 乙が反社会的勢力への資金提供を行う等、その活動を助長する行為を行うこと。
- (5) 乙の親会社、子会社又は本契約等の履行のために使用する委託先その他第三者（これらの役員又は実質的に経営を支配する者を含む。）が前4号のいずれかに該当する行為を行うこと。

3 甲は、前2項により本契約を解除する場合には、実際に生じた損害の賠償に加えて、違約金として解除部分に相当する契約金額の100分の10に相当する金額の支払いを乙に求めることができ、乙は、甲の定める期限までにこれを支払わなければならない。

4 第13条第2項の規定は、本条第1項、第2項により甲が本契約を解除した場合について準用する。

（不当介入に関する通報・報告）

第17条 乙は、本契約に関して、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

（談合等の不正行為による契約の解除）

第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法

律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為を行ったことにより、次のイからハまでのいずれかに該当することとなったとき。

イ 独占禁止法第61条第1項に規定する排除措置命令が確定したとき。

ロ 独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金納付命令が確定したとき。

ハ 独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の課徴金納付命令を命じない旨の通知があったとき。

(2) 本契約に関し、乙の独占禁止法第89条第1項又は第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

(3) 本契約に関し、乙(法人の場合にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条に規定する刑が確定したとき。

(談合等の不正行為に係る違約金等)

第19条 乙が、本契約に関し、前条の各号のいずれかに該当したときは、甲が本契約を解除するか否かにかかわらず、かつ、甲が損害の発生及び損害額を立証することを要することなく、乙は、委託費(本契約締結後、委託費の変更があった場合には、変更後の委託費)の100分の10に相当する金額(その金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、本契約による履行が完了した後も適用するものとする。

3 第1項に規定する場合において、乙が既に解散している事業団体であるときは、甲は、乙の代表者であった者又は構成員であった者に違約金の支払を請求することができる。この場合において、乙の代表者であった者及び構成員であった者は、連帯して支払わなければならない。

4 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する違約金の金額を超える場合において、甲がその超える分について乙に対し損害賠償金を請求することを妨げるものではない。

5 乙が、第1項の違約金及び前項の損害賠償金を甲が指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、法定利率に基づき計算した金額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(延滞金)

第20条 乙は、第11条の規定により甲に確定額を超える額を返納告知のあった期限までに返納しないときは、その期限の翌日からこれを甲に返納する日までの期間に応じ、当該未返納金額に対し、法定利率に基づき計算した金額を支払わなければならない。

2 乙は第13条第2項の規定により甲に委託金の全部若しくは一部を返還する場合であって、甲の定めた期限までに甲に返還しなかったときは、その期限の翌日から支払をする日までの日数に応じ、法定利率に基づき計算した延滞金を支払わなければならない。

(帳簿等の整備)

第21条 乙は、委託費について、その収支を明らかにした帳簿等を備え、かつ、全ての証拠書類を整備しなければならない。

2 乙は前項の帳簿等及び証拠書類を委託業務の完了の日の属する年度終了後5年間保存し、甲の要求があるときは、甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(資産の管理及び所有権の移転)

第22条 乙は、委託業務を実施するため委託費により取得した設備備品及び甲の指示により資産計上することとした試作品（以下「資産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、資産等に委託業務により取得したものである旨の標示をしなければならない。

3 乙は、所有権を移転する前に資産等を処分しようとするときは、予め承認を受けなければならない。

4 乙は、資産等の所有権を委託費の額の確定後、甲の指示に従い、甲又は甲の指定する者に移転をしなければならない。なお、甲は、本契約にかかる額の確定前において、必要があると認めるときは、乙に対して指示し、資産等の所有権を甲又は甲の指定する者に移転させることができる。

5 乙は、所有権を移転した後の資産等の取扱いについては、甲の指示に従わなければならない。

(知的財産権の取扱い)

第23条 委託業務の成果に係る知的財産権の取扱いに関する必要な事項については、知的財産権等特約条項のとおりとする。

(委託業務の成果に関する不正な流出の防止)

第24条 乙は、委託業務の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、必要な措置をとるよう努めなければならない。

2 乙は、不正に第三者への委託業務の成果の流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(機密の保持)

第25条 甲及び乙は、委託業務の実施に当たり相手方から開示を受け又は知り得た事項のうち、相手方より機密である旨の書面による明示があった情報について、機密を保持しなければならない。ただし、相手方に書類による承諾を得た場合、若しくは当該機密が次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 開示を受け又は知り得た際、既に公知となっている事項
 - (2) 開示を受け又は知り得た後、甲乙それぞれの責に帰すべき事由によらず、刊行物その他により公知となった事項
 - (3) 開示を受け又は知り得た時点で、既に自ら所有していたことを書類で証明できる事項
 - (4) 開示を受け又は知り得た後、正当な権利を有する第三者から合法的に入手した事項
 - (5) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された事項
- 2 甲及び乙は、当該機密について、法令により開示が義務付けられているとき、又は関係する府省若しくは裁判所その他の公的機関に開示を求められたときは、必要かつ相当な範囲でこれを開示することができる。ただし、開示する場合は、速やかに相手方へその内容を書面にて通知するものとする。
- 3 本条の規定は、委託業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(情報セキュリティの確保)

第26条 乙は、委託業務全体における情報セキュリティの確保のため、「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」、「福島国際研究教育機構サイバーセキュリティ基本方針」及び「福島国際研究教育機構サイバーセキュリティ対策基準」に準じて情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(個人情報の取扱い)

- 第27条 甲及び乙は、相手方から預託を受けた個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良な管理者の注意をもって取扱う義務を負わなければならない。
- 2 乙は次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
- (1) 甲が預託し、又は委託業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託する場合における再委託先を含む。）に預託若しくは提供又はその内容を知らせること。
 - (2) 甲が預託し、又は委託業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を本契約の目的の範囲を超えて使用、複写、複製、又は改変すること。

- 3 乙は、甲が預託し、又は委託業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏洩、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 甲は、必要があると認めるときは、職員又は甲の指定する者に乙の事務所及びその他の業務実施場所等において、甲が預託し、又は委託業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について調査をさせ、乙に対して必要な指示をすることができる。乙は、甲からその調査及び指示を受けた場合には、甲に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- 5 乙は、甲が預託し、又は委託業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を委託業務の完了後、廃止又は解除をした後に速やかに甲に返還しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 6 乙は、甲が預託し、又は委託業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報について漏洩、滅失、毀損、その他本条に係る違反等が発生し、又はその発生のおそれを認識した場合には、甲に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 7 第1項及び第2項の規定については、委託業務の完了、廃止又は解除をした後であっても効力を有するものとする。

(契約書の解釈)

- 第28条 本契約の規定について解釈上生じた疑義、又は契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上決定する。
- 2 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

以上

知的財産権等特約条項

(知的財産権等の定義)

第1条 本知的財産権等特約条項（以下「本特約」という。）において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 特許法（昭和34年法律第121号）に規定する特許権（以下「特許権」という。）、特許法に規定する特許を受ける権利、実用新案法（昭和34年法律第123号）に規定する実用新案権（以下「実用新案権」という。）、実用新案法に規定する実用新案登録を受ける権利、意匠法（昭和34年法律第125号）に規定する意匠権（以下「意匠権」という。）、意匠法に規定する意匠登録を受ける権利、半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）に規定する回路配置利用権（以下「回路配置利用権」という。）、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、種苗法（平成10年法律第83号）に規定する育成者権（以下「育成者権」という。）、種苗法に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」と総称する。）
- (2) 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」と総称する。）
- (3) 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲、乙協議の上、特に指定するもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 本特約において、「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 発明
- (2) 考案
- (3) 意匠及びその創作
- (4) 半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第2項に規定する回路配置及びその創作
- (5) 種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成
- (6) 著作物及びその創作
- (7) ノウハウ及びその案出

3 本特約において知的財産権の「実施」とは、特許法第2条第3項に定める行為、実用新案法第2条第3項に定める行為、意匠法第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

4 本特約において「研究開発データ」とは、研究開発で取得又は収集した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をいう。

5 本特約において「成果有体物」とは、以下に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物をいう（ただし、論文、講演その他の著作物に関するものを除く。）。

（１）研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの

（２）研究開発の際に創作又は取得されたものであって本条第１項第１号を得るために利用されるもの

（３）本条第１項第１号又は第２号を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの

（日本版バイ・ドール制度の適用）

第２条 甲は、本契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを様式第１による書面で甲に届け出た場合、本特約に明記されている場合を除き、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。

（１）乙は、委託業務の遂行に伴い発明等を行った場合には、遅滞なく、第６条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。

（２）乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。

（３）乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

（４）乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。第７条、第８条及び第１３条の２において同じ。）又は親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。第７条、第８条及び第１３条の２において同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ロ 承認ＴＬＯ（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成１０年法律第５２号）第４条第１項の承認を受けた者

(同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。))又は認定TLO(同法第11条第1項の認定を受けた者)に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

ハ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合

- 2 甲は、乙が前項で規定する書面を提出しない場合、乙から当該知的財産権を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の書面を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(再実施許諾(サブライセンス)付き通常実施権等)

第3条 本特約において「通常実施権等」とは、特許法(昭和34年法律第121号)に規定する通常実施権、特許法に規定する仮通常実施権、実用新案法(昭和34年法律第123号)に規定する通常実施権、実用新案法に規定する仮通常実施権、意匠法(昭和34年法律第125号)に規定する通常実施権、意匠法に規定する仮通常実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)に規定する通常利用権、種苗法(平成10年法律第83号)に規定する通常利用権、プログラムの著作物及びデータベースの著作物にかかる著作権について実施する権利をいう。

- 2 本特約において「再実施許諾(サブライセンス)付き通常実施権等」とは、知的財産権の保有者から通常実施権等を許諾された者が、さらに第三者に通常実施権等を許諾する権利をいう。
- 3 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権のうち、甲が認め、かつ、第6条第1項中の出願にかかる様式第2の甲への報告の日から60日以内に、甲が乙にその旨通知した知的財産権については、甲に再実施許諾(サブライセンス)付き通常実施権等を原則無償で許諾する。
- 4 第6条第1項中の出願にかかる様式第2の甲への報告の日から60日を超えた場合においても、甲が希望し、かつ、乙が同意した場合には、乙は、当該知的財産権について、甲に再実施許諾(サブライセンス)付き通常実施権等を原則無償で許諾する。
- 5 前2項において、当該通常実施権等が著作権法(昭和45年法律第48号)に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物にかかる著作権について甲が実施する権利を許諾するとき、乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 6 第3項又は第4項に基づき、甲がライセンス契約(使用許諾契約)等により、ライセンス料収入を得た場合、甲及び乙の利益配分は、協議の上、決定するものとする。

(知的財産権の帰属)

第4条 委託業務の遂行に伴う発明等（以下、「委託業務発明等」という。）を行った者（以下、「発明者等」という。）が甲による選考を経て、甲の研究職員となった場合、乙は、乙の所有する委託業務発明等に係る知的財産権を発明者等に原則無償で全部又は一部譲渡する。

(成果の利用行為)

第5条 乙は、第2条第1項の規定にかかわらず、委託業務により乙が甲に納入した著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作者人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作者人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

4 乙は、委託業務の研究成果の公表（論文や学会等を通じて自ら行うもののほか、取材等を受けメディアが取り上げるものを含む。）に当たっては、当該公表が行われる前に、当該公表について甲に報告するものとし、甲が必要と認めた場合には、その承諾を得るものとする。

(委託業務の成果に関する不正な流出の防止)

第5条の2 乙は、委託業務の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めなければならない。

2 乙は、不正に第三者への委託業務の成果の流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(知的財産権の報告)

第6条 乙は、委託業務の成果に係る各発明等について、権利化、秘匿化又は公表等に係る方針を策定し、様式第2により、これを甲に対し報告しなければならない。乙は、委託業務の成果に係る発明等が得られたときは、出願又は公表の前に、同様式により、甲に対し、当該成果並びに当該成果の取扱い及びその理由を報告しなければならない。ただし、甲の許可が得られた場合は、乙は様式第2によらないで報告することができる。

2 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内（ただし、外国における出願の場合は90日以内）に、様式第3による産業財

産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

- 3 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国等の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（令和○年度福島国際研究教育機構「○○」委託研究、産業技術力強化法第17条（平成12年法律第44号）の適用を受ける特許出願）」

- 4 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、様式第4による産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、委託業務により作成し甲に納入する著作物については、当該著作物の納入後60日以内に、様式第5による著作物通知書を甲に提出しなければならない。
- 6 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第8条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等した場合は90日以内）に、甲に対して様式第6による産業財産権実施届出書を提出しなければならない。
- 7 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を書面により報告しなければならない。

（知的財産権の移転）

- 第7条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合（委託業務の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。第13条の2第3項において同じ。）には、第2条から第10条までの規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、様式第7による移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。
- 3 乙は、第1項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間の調整を行うものとする。
- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、様式第7の2による移転通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙が第1項の移転を行ったときは、乙は、当該知的財産権の移転を受けた者に、当該知的財産権について、第2条第1項各号（1号を除く）及び第3項並びに第3条から第10条までの規定を遵守することを約させなければならない。

(知的財産権の実施許諾)

第8条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第2条、第3条、第4条、第5条、本条及び第10条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。

2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、様式第8による専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第2条第1項第4号イからハまでに定める場合には、この限りではない。

3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間の調整を行うものとする。

4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、様式第8の2による専用実施権等設定通知書を甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

第9条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合は、当該放棄を行う前に、様式第9による知的財産権放棄届出書を甲に提出しなければならない。

(ノウハウの指定)

第10条 甲及び乙は、委託業務の成果に係るノウハウのうち、甲に提出するノウハウを、協議の上、速やかに指定するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき指定されたノウハウにつき、甲の指示に従い、委託業務の委託契約書第8条で定める委託業務実績報告書とは別に甲に提出しなければならない。

3 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

4 前項の秘匿すべき期間は、甲、乙協議の上、決定するものとし、原則として、委託業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは、甲、乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。当該期間中、甲は乙の書面による同意がない限り、乙は甲の書面による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。

5 甲は、第2項の規定によりノウハウが乙から提出されたときは、これを秘密情報の漏えいを防止することができる場所にて、適切に保存しなければならない。

(知的財産権の管理)

第11条 第2条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げ

る手続については、甲が、甲の名義により行うものとする。

(1) 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

(2) 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要したすべての経費を支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第12条 委託業務の成果に係る発明等が受託者である乙に帰属するとの日本版バイ・ドール制度(産業技術力強化法第17条)の趣旨に鑑み、乙は、従業者又は役員(以下「従業者等」という。)が行った発明等(データベースの著作物、プログラムの著作物、甲に納入する著作物は含むが、それ以外の著作物を除く)が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する勤務規則等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りでない。

(知的財産等の使用)

第13条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(合併等又は買収の場合の報告等)

第13条の2 乙は、合併若しくは分割し、又は甲以外の第三者の子会社となった場合(乙の親会社に変更した場合を含む。第3項第1号において同じ。)は、甲に対してその旨を速やかに報告しなければならない。

2 前項の場合において、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし委託業務の成果が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾しなければならない。

3 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合、次の各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させなければならない。

(1) 合併若しくは分割し、又は甲以外の第三者の子会社となった場合は、甲に対してその旨を速やかに報告する。

(2) 前号の場合において、国民経済の健全な発展に資する観点に照らし委託業務の成果

が事業活動において効率的に活用されないおそれがあると甲が判断したときは、委託業務の成果に係る知的財産権を実施する権利を甲が指定する者に許諾する。

(3) 移転を受けた知的財産権をさらに第三者に移転するときは、本項各号のいずれの規定も遵守することを当該移転先に約させる。

(知的財産マネジメントに係る基本方針の遵守)

第13条の3 乙は、甲が提示した知的財産マネジメントに係る基本方針を遵守するものとする。

2 乙は、本契約締結後、遅滞なく、事業参加者（乙、再委託先及び再々委託先等を含む。）間で知的財産権及びデータの取扱いについて合意書を作成し、様式第10により作成した知財合意書届出書を甲に提出しなければならない。ただし、事業参加者が乙のみである場合（乙がコンソーシアムの場合は除く）は、知財合意書届出書の作成・提出は不要とする。

3 乙は、本契約締結後、遅滞なく、事業参加者間で知財運営委員会を設置し、知財運営委員会の審議内容、議決方法、構成員その他知財運営委員会の運営に関する事項を定めるため知財運営委員会運営規則を作成し、様式第10の2により作成した知財運営委員会設置届出書を甲に提出しなければならない。ただし、事業参加者が乙のみである場合（乙がコンソーシアムの場合は除く）は、知財運営委員会設置届出書の作成・提出は不要とする。

(データマネジメントに係る基本方針の遵守)

第13条の4 乙は、甲が提示したデータマネジメントに係る基本方針を遵守するものとする。

2 乙は、委託業務で得られる研究開発データに関して甲が提示したデータマネジメントに係る基本方針に基づき指定した事項がある場合、様式第11により作成したデータマネジメントプラン届出書を甲に提出しなければならない。ただし、当該報告に関する一切の事項についてはいつでも変更することができる。

3 乙は、委託業務で得られる研究開発データに関してデータカタログに掲載する索引情報について、様式第11の2により作成したメタデータ届出書を甲に提出しなければならない。ただし、当該報告に関する一切の事項についてはいつでも変更することができる。

(委託者指定データの定義及び取扱い)

第13条の5 本契約および本特約において、委託者指定データとは、委託業務で得られた研究開発データのうち、甲が管理する必要があるデータであって、その取得又は収集を委託業務の目的として位置づけられ、甲が指定したものをいい、詳細は甲が提示したデータマネジメントに係る基本方針その他甲の定めるところによる。

- 2 前項の委託者指定データには、仕様書等に定める月次報告書及び当該月次報告に記載した研究成果に関する研究開発データを含むものとする。
- 3 甲は、自主管理データ（その詳細は甲が提示したデータマネジメントに係る基本方針に定めるところによる。）についても、その必要に応じて委託者指定データとして追加指定することができる。
- 4 乙は、委託者指定データについて、甲がその事業の遂行、研究開発、実証、分析、外部連携及び政策形成等の目的で自由に、かつ、無償で利活用することを妨げないものとする。
- 5 前項の利活用における当該データ及び当該データを活用して創出された研究成果の公表に当たっては、甲は乙と事前に協議するものとし、乙は正当な理由なく公表を拒んではならない。

（委託者指定データの提供）

- 第13条の6 乙は、甲が提示したデータマネジメントに係る基本方針において、委託者指定データが指定された場合又は委託業務実施期間中において委託者指定データが指定された場合は、委託者指定データを複製し、当該複製した委託者指定データを、甲又は甲が指定した者に原則無償で提供しなければならない。
- 2 乙は、委託業務の進捗に応じ、委託者指定データを仕様書等に基づき定期的に甲に提供するものとする。
 - 3 乙は、甲が合理的に必要と認める範囲で、委託者指定データの追加提出又は説明を求められた場合、これに協力しなければならない。

（委託者指定データに係る権利の帰属等）

- 第13条の7 乙は、甲及び第三者による実施について、委託者指定データに係る著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該委託者指定データの著作権が乙以外の者であるときは、当該委託者指定データの著作権が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。
- 2 甲及び乙は、委託者指定データについて、第10条に規定されたノウハウの指定はしないものとする。

（委託者指定データの秘密保持）

- 第13条の8 乙は、甲の承諾を得ない限り、乙が知り得た委託者指定データの内容を秘密として保持し、甲が提示したデータマネジメントに係る基本方針で甲が指定した者以外の第三者に対して開示し又は漏洩してはならない。ただし、乙が、委託者指定データが次のイからニまでのいずれかに該当することを立証できる場合についてはこの限りでない。

イ 知り得た際、既に公知となっていたもの

ロ 知り得た際、既に自己が正当に保有していたもの

ハ 知り得た後、自己の責によらずに公知となったもの

ニ 知り得た後、正当な権利を有する第三者より秘密保持義務を負うことなく開示を受けたもの

2 乙は、自己に属する従業者等が、従業者等でなくなった後も含め、前項の秘密保持に関する義務と同様の義務を、当該従業者等に遵守させなければならない。

(研究開発データの帰属)

第13条の9 委託業務を行った者（以下、「委託業務実行者」という）が甲による選考を経て、甲の研究職員となった場合、乙は、乙が管理処分権を有する委託業務に係る研究開発データを複製し、当該複製した研究開発データを委託業務実行者に原則無償で提供することとし、委託業務実行者が自ら利活用すること及び第三者へ提供することを妨げないものとする。

(委託業務終了後の研究開発データの取扱い)

第13条の10 委託業務終了後においても、研究開発データの取扱いについては、第13条の4から第13条の7までの規定を準用するものとする。

(成果有体物の取扱い)

第14条 乙は委託業務で得られた成果有体物を、甲が求めた場合、甲へ原則無償で優先的に提供する。その他成果有体物の取扱いに関し、必要な事項については、甲、乙協議の上、別に定める。

(協力事項)

第15条 乙は、知的財産権等、研究開発データ及び成果有体物の利用状況調査、中間評価、終了時評価、追跡評価及び追跡調査等に係る資料作成、情報の提供、ヒアリングへの対応並びに委員会への出席等について乙の負担において甲に協力するものとする。

(電磁的記録による作成等)

第16条 乙は、本特約により作成することとされている申請書等（申請書、報告書、書面その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。）については、甲が指定した場合を除き、当該申請書等に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）の作成をもって、当該申請書等の作成に代えることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該申請書等とみなす。

2 前項の規定により作成した申請書等は、甲の指定する方法により提出しなければならない。なお、提出された当該申請書等は、甲の使用に係る電子計算機に備えられたファイ

ルへの記録がされた時に甲に到達したものとみなす。

(存続条項)

第17条 委託業務の契約期間終了後又は契約解除後であっても、本特約のうち第5条、第6条、第7条、第8条、第10条、第13条の4、第13条の5から第13条の10、本条並びにその性質上存続すべき条項は有効に存続するものとする。

2 乙は、委託業務終了後においても、研究開発データに関する照会、協議、提供及び必要な手続に対応するため、原則、一つの連絡窓口を定め、甲に通知しなければならない。また、当該連絡窓口及び連絡体制に変更が生じた場合には、遅滞なく甲に通知するものとする。

3 乙がコンソーシアムの場合、前項の連絡窓口は、コンソーシアム解散後においても、構成員のいずれかにおいて維持されるものとし、甲からの照会に対して誠実に対応する体制を確保しなければならない。また、当該連絡窓口及び連絡体制に変更が生じた場合には、遅滞なく甲に通知するものとする。

(特約の解釈)

第18条 本特約に関する一切の事項については、甲、乙協議の上、書面の合意にていつでも変更することができる。

2 委託契約書第28条第2項の規定にかかわらず、本特約に関する訴えのうち民事訴訟法第6条及び第6条の2に定められる訴えの第一審は東京地方裁判所の管轄に専属し、それ以外の訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

3 甲と乙は、乙が「□□□」コンソーシアムを代表して本特約を締結することを確認し、乙は、本特約に基づく義務についてその構成員と連携して対応し、その履行について責任を負うとともに、乙は当該義務の履行に支障が生じないよう必要な措置を講じるものとする。

(様式第1)

記 号 番 号
令和 年 月 日

福島国際研究教育機構
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

確認書

{名称 代表者氏名}（以下「乙」という。）は、福島国際研究教育機構理事長（以下「甲」という。）
に対し下記の事項を約する。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 乙は、上記委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、当該知的財産権等特約条項第6条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
3. 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で委託業務の成果に係る知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
4. 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。

5. 乙は、上記3. に基づき、甲に実施する権利を許諾した場合には、甲の円滑な権利の実施に協力する。

6. 乙は、甲が上記4. に基づき、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて理由を求めた場合には甲に協力するとともに、遅滞なく、理由書を甲に提出する。

7. 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の許諾若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のイからハに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。

イ 乙が株式会社である場合に、乙がその子会社（会社法第2条第3号に規定する子会社をいう。）又は親会社（同条第4号に規定する親会社をいう。）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

ロ 乙が承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に移転又は専用実施権等の設定をする場合

ハ 乙が技術研究組合である場合に、乙がその組合員に移転又は専用実施権等の設定をする場合

（この確認書の提出時期：契約締結日。）

(様式第2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

福島国際研究教育機構
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

発明等報告書

知的財産権等特約条項第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. オープン・クローズ戦略の方針（注1）

（委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインの1-2(2)、2-2-2(1)を参考に、上記委託契約の事業全体として、研究開発成果として得られた発明等を秘匿化する領域、特許権等により権利化する領域、論文等により公表する領域の基本方針を記載する。）

3. 知財運営委員会の開催状況（注2）

開催日	
開催形式（書面又は対面）	
出席者	

4. 発明等の権利化、秘匿化、公表の方針

管 理	発明等の名称	権利化の方針	秘匿化の方針	公 表 の 方 針	左記方針の判断理由（注
-----	--------	--------	--------	-----------	-------------

番号		(注3)	(注4)	(注5)	6)
1					
2					
3					

記載要領

- (注1)： 「2. オープン・クローズ戦略の方針」は、第1回目の知財運営委員会の報告時（受託者が1者の場合は、甲と乙で決定した期間ごとに、定期的に発明等報告書を提出する時）に記載し、第2回目以降の知財運営委員会の報告時（受託者が1者の場合は、甲と乙で決定した期間ごとに、定期的に発明等報告書を提出する時）には、前回と同様の事項を記載する。オープン・クローズ戦略の方針に変更があった場合は、冒頭に【変更】として、新しいオープン・クローズ戦略の方針を記載する。
- (注2)： 受託者が1者の場合は、不要。ただし、甲と乙で決定した期間ごとに、定期的に発明等報告書を提出する。
- (注3)： 権利化の方針とする場合は、権利の種類（特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権）を記載する。権利の種類が、著作権以外の場合は、出願対象国も記載する。
- (注4)： 秘匿化の方針とする場合は、秘匿化した発明等のアクセス制限の範囲（例、A者のみ、プロジェクト参加者のみ等）を記載する。
- (注5)： 公表の方針とする場合は、公表する媒体と公表予定日を記載する。
- (注6)： 権利化、秘匿化、公表の方針とした理由を、「2. オープン・クローズ戦略の方針」に基づき記載する。
- (注7)： 「発明等報告書」は、実質的に上記1から4までの事項が記載されていれば、様式は問わず、知財運営委員会の議事概要などでも構わない。
- (注8)： 甲が求めた場合は、発明等にかかる詳細な資料を提出すること。

(様式第3)

記 号 番 号
令和 年 月 日

福島国際研究教育機構
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

産業財産権出願通知書

知的財産権等特約条項第6条第2項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 出願国（注1）

4. 出願等に係る産業財産権の種類（注2）

5. 発明等の名称（注3）

6. 出願日

7. 出願番号（注4）

8. 出願人

9. 優先権主張（注5）

10. 出願前の移転（注6）

記載要領

- (注 1)： 出願（又は申請）を行った国の名称を記載する。当該出願が国際特許出願（PCT）であるときは、その旨を記載する。
- (注 2)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権のうち、該当するものを記載する。
（外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。）
- (注 3)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- (注 4)： 当該出願が、国際特許出願を各国における国内段階に移行した特許出願である場合は、各国における出願番号の他に、国際特許出願番号を記載する。
- (注 5)： 当該特許出願等が優先権主張を伴う場合は、以下の事項を記載する。
- (1) 優先権主張の種類
 - ・国内優先権主張（特許法第 41 条第 1 項若しくは実用新案法第 8 条第 1 項の規定による優先権主張、又は、各国における同様の規定に基づく優先権主張）
 - ・パリ条約で定める優先権主張
 - ・植物の新品種の保護に関する国際条約に定める優先権主張
 - (2) 優先権主張の基礎となる出願（又は申請）の出願国、産業財産権の種類及び番号
- (注 6)： 出願前に第三者に移転した場合は、移転年月日、移転元の名称及び移転先の名称を記載する。

(様式第 4)

記 号 番 号
令和 年 月 日

福島国際研究教育機構
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

産業財産権通知書

知的財産権等特約条項第 6 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 出願等に係る産業財産権の種類

4. 発明等の名称

5. 出願番号

6. 出願人

7. 登録日

8. 登録番号

9. 登録国

(様式第 5)

記 号 番 号
令和 年 月 日

福島国際研究教育機構
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

著作物通知書

知的財産権等特約条項第 6 条第 5 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 著作物の種類

4. 著作物の題号

5. 著作者の氏名（名称）

6. 著作物の内容

(様式第 6)

記 号 番 号
令和 年 月 日

福島国際研究教育機構
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

産業財産権実施届出書

知的財産権等特約条項第 6 条第 6 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 実施した産業財産権

産業財産権の種類(注 1) 及び番号(注 2)	産業財産権の名称等 (注 3)

4. 実施の主体（第三者は実施許諾した場合）

自己 ・ 第三者（注4）

記載要領

- (注1)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、品種登録者の権利のうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2)： 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。
- (注3)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。
- (注4)： 自己又は第三者のいずれかを○で囲む。

(様式第 7)

記 号 番 号
令和 年 月 日

福島国際研究教育機構
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

移転承認申請書

知的財産権等特約条項第 7 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 移転しようとする知的財産権

(知的財産権の種類(注 1)、番号(注 2)及び名称(注 3)を記載する。移転先及び承認を受ける理由
が同じ場合は、複数列举可)

4. 移転先

(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)

5. 承認を受ける理由（注4）

（以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する。）

- （1）当該移転等により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。すなわち、移転先は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。（産業技術力強化法第17条にもとづく観点）
- （2）当該移転等が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第41条に基づく観点）

記載要領

- (注1)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2)： 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注3)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。
- (注4)： 具体的な理由を、以下の観点を参考として記載すること。
- (1) について
- 移転先は、研究開発の成果を効率的に活用するための具体的な事業計画等を有している者であるか。
 - 移転先が研究開発の成果等を活用して行う事業が、法令や公序良俗に反するものでないか。
 - 移転先は、当該委託研究開発に関する共同研究先であるか。
- (2) について
- 移転先は国内に所在する組織か、国外に所在する組織か。国内に所在する組織である場合、その資本比率等はどのようになっているか。
 - 移転等が行われた場合において、研究開発の成果が活用される場所は国内か、国外か。
 - 当該移転等により、国内企業等(大学・研究機関等を含む)が重要な研究成果に対しアクセスすることが困難となる恐れがあるか。
 - 当該移転等により、国内企業の国際競争力の維持に対する不利益がもたらされないか。

(様式第 7 の 2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

福島国際研究教育機構
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

移転通知書

知的財産権等特約条項第 7 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 移転した知的財産権

(知的財産権の種類(注1)、番号(注2)及び名称(注3)を記載する。移転先が同じ場合は、複数列挙可)

4. 移転先

(名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。)

5. 移転日

6. 当該移転が認められる理由(以下のいずれかを選択する。)

(1) 知的財産権等特約条項第 7 条第 2 項の規定に基づき、甲の承認を受けたため(承認書の写しを添

付する。)

(2) 以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択）

- イ 子会社又は親会社への移転であるため
- ロ 承認TLO又は認定TLOへの移転であるため
- ハ 技術研究組合から組合員への移転であるため
- ニ 合併又は分割による移転であるため

7. 誓約事項

当該知的財産権の移転を行うにあたり、知的財産権等特約条項第2条から第10条までの規定の適用に支障を与えないよう移転先に約せしました。

記載要領

- (注1)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2)： 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。
- (注3)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(様式第 8)

記 号 番 号
令和 年 月 日

福島国際研究教育機構
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

専用実施権等設定承認申請書

知的財産権等特約条項第 8 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 専用実施権等（注 1）を設定しようとする知的財産権

（専用実施権等の設定を受ける者及び承認を受ける理由が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）及び番号（注 3）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

4. 専用実施権等の設定を受ける者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

5. 承認を受ける理由（注4）

（以下のポイントを参考にして具体的な理由を記載する。）

（1）当該専用実施権等の設定により、研究開発の成果が事業活動において効率的に活用されるか。

すなわち、専用実施権等の設定を受ける者は、研究開発の成果を真に利用しようとするものか。

（産業技術力強化法第17条にもとづく観点）

（2）当該専用実施権等の設定が、我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすこととなる研究開発の成果の国外流出に該当しないかどうか。（科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第

41条に基づく観点）

記載要領

- (注1)： 特許法第34条の2及び第77条に規定する仮専用実施権及び専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。
- 著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。
- ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。
- (注2)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注3)： 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注4)： 具体的な理由を、様式第7の記載要領(注4)に従って記載すること。

(様式第 8 の 2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

福島国際研究教育機構
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

専用実施権等設定通知書

知的財産権等特約条項第 8 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 専用実施権等（注 1）を設定した知的財産権

（専用実施権等の設定を受けた者が同じ場合は、複数列举可）

知的財産権の種類（注 2）、番号（注 3）及び名称（注 4）	専用実施権等の範囲（地域・期間・内容）

4. 専用実施権等の設定を受けた者

（名称、住所、代表者、担当者及び連絡先を記載する。）

5. 当該専用実施権等の設定が認められる理由（以下のいずれかを選択する。）

（１）知的財産権等特約条項第８条第２項の規定に基づき、甲の承認を受けたため（承認書の写しを添付する。）

（２）以下の理由により承認が不要であるため（さらに以下のいずれかの理由を選択する。）

- イ 子会社又は親会社への専用実施権等の設定であるため
- ロ 承認ＴＬＯ又は認定ＴＬＯへの専用実施権等の設定であるため
- ハ 技術研究組合から組合員への専用実施権等の設定であるため

記載要領

- (注1)： 特許法第34条の2及び第77条に規定する仮専用実施権及び専用実施権、実用新案法第18条に規定する専用実施権、意匠法第27条に規定する専用実施権、半導体集積回路の回路配置に関する法律第16条に規定する専用利用権、種苗法第25条に規定する専用利用権をいう。
- 著作権については、著作物を排他的に利用する権利であって、かつ、著作権者自らは、他者への利用許諾に係る利用方法及び条件の範囲内において利用しないことを定めている権利をいう。
- ノウハウについては、ノウハウを排他的に利用する権利であって、かつノウハウを保有する者自らは、他者への使用許諾に係る使用方法及び条件の範囲内において使用しないことを定めている権利をいう。
- (注2)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注3)： 当該種類に係る設定登録番号を記載のこと。ただし、設定登録がなされる前の権利であって、設定登録後に専用実施権等を設定することを前提に申請を行う場合には、出願番号又は申請番号を記載のこと。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。ノウハウについては、管理番号(管理番号を付している場合)を記載する。
- (注4)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(様式第 9)

記 号 番 号
令和 年 月 日

福島国際研究教育機構
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

知的財産権放棄届出書

知的財産権等特約条項第 9 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 開発項目

3. 放棄しようとする知的財産権

(知的財産権の種類(注 1)、番号(注 2)及び名称(注 3)を記載する。)

4. 放棄予定日

記載要領

- (注1)： 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権、著作権、ノウハウのうち、該当するものを記載する。(外国における権利の場合には、上記各権利のうち、相当するものを記載する。以下同じ。)
- (注2)： 当該種類に係る設定登録番号を記載する。ただし、権利の設定登録がなされる前の権利については、出願番号又は申請番号を記載する。著作権については、登録の申請を行っている場合は登録番号を、行っていない場合には管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。ノウハウについては、管理番号（管理番号を付している場合）を記載する。
- (注3)： 特許権については発明の名称、実用新案権については考案の名称、意匠権については意匠に係る物品、回路配置利用権については、設定登録の申請に係る回路配置を用いて製造した半導体集積回路の名称及び分類、育成者権については、出願品種の属する農林水産物の種類及び出願品種の名称を記載する。また、著作権については、著作物の題号を記載し、ノウハウについては、ノウハウの名称を記載する。

(様式第 10)

記 号 番 号
令和 年 月 日

知財合意書届出書

福島国際研究教育機構

理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

知的財産権等特約条項第 13 条の 3 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 知的財産権及びデータの取扱いについて合意書

(別紙) 知財合意書参照

なお、作成に当たっては、福島国際研究教育機構の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(令和 5 年 7 月) 及び「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」(令和 5 年 7 月) を参考にするものとする。

(この届出書の提出時期：契約締結後、遅滞なく。また、届出書(別紙)に修正又は追記があるとき。)

(様式第 10 の 2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

知財運営委員会設置届出書

福島国際研究教育機構

理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

知的財産権等特約条項第 13 条の 3 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. 知財運営委員会運営規則

(別紙) 知財運営委員会運営規則

なお、作成に当たっては、福島国際研究教育機構の「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドライン」(令和 5 年 7 月) 及び「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン」(令和 5 年 7 月) を参考にするものとする。

(この届出書の提出時期：契約締結後遅滞なく。また、届出書(別紙)に修正又は追記があるとき。)

(別紙)

〇〇〇〇プロジェクト／〇〇〇〇知財運営委員会運営規則（ひな形）

令和 年 月 日

（適用範囲）第1条 この規則は、「〇〇〇〇プロジェクト／〇〇〇〇」の「知的財産権及びデータの取り扱いについて
の合意書」（以下「知財合意書」という。）第〇条〇項の規定に基づき、知財運営委員会の構成、運営等に関し必要な事
項を定める。

2 本規則に掲げる用語の定義は、知財合意書に掲げる用語の定義を準用するものとする。

（知財運営委員会の構成等）第2条 知財運営委員会は研究開発責任者及び研究開発責任者が指定する者から構成され、
研究開発責任者を委員長とする。

2 研究開発責任者は、以下の者から知財運営委員会の委員を〇名以上指定する。

- 一 技術開発従事者
- 二 知財部門在籍者又は知財関係者
- 三 その他、判断の内容に応じて適切な者

3 委員長及び委員の任期は〇年とし、再任を妨げない。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

（意見の聴取）第3条 委員長は、次の各号に掲げる者に対して、知財運営委員会への参加を求めて、意見を聞くこと
ができる。委員長は、意見を聞いた者に対して、審議に要した一切の情報を秘密とし、第三者へ開示又は漏洩しないこ
とを遵守させなければならない。

- 一 本プロジェクトの成果についての届出をした者が所属するプロジェクト参加者
- 二 知財又はデータに関する専門家
- 三 前2号に掲げるもののほか、判断の対象となる内容に応じて必要と認められる者その他公正中立な立場の者

（知財運営委員会の開催）第4条 委員長は、知財合意書第〇条の適用による成果の第三者への開示の届出及び知財合
意書第〇条第〇項の適用による出願の届出がなされたときは、当該届出の翌日から〇営業日以内に知財運営委員会を開
催する。

2 委員長は、前項に基づき知財運営委員会を開催する場合には、〇営業日以上前に、その開催日時、開催場所その
他の必要事項を、各当事者に対して通知する。

3 委員長は、知財運営委員を召集する会議開催に代えて、電子メールにより会議を開催することができる。その場
合、委員長は、委員長が所属する機関の営業日に基づき、当該届出の翌日から〇営業日以内に委員に対し審議内容を通
知する。各委員は、各委員が所属する機関の営業日に基づき、〇営業日以内に委員長に対し異議を申し立てることがで
きる。異議申し立てを行わない場合、審議内容につき承認したものとみなすものとする。

4 前項において、委員長は各委員の回答を集計し、異議を申し立てた委員が存在する場合、異議内容について各委
員に通知し、協議を行う。

（事務局）第5条 知財運営委員会の事務局は、〇〇〇〇におく。

2 事務局は、知財運営委員会の議事録を作成し保管する。

(秘密保持) 第6条 知財運営委員会の構成員は、審議に要した一切の情報を秘密とし、第三者へ開示又は漏洩してはならない。但し、福島国際研究教育機構への報告についてはこの限りではない。

(本規則改廃の手続き) 第7条 本規則の改廃は、知財運営委員会の決議による。

(その他) 第8条 本規則に定めがない事項、施行にあたり疑義が生じた事項、その他協議の必要な事項については、誠意ある協議のもと知財運営委員会が定めるものとする。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

(様式第 1 1)

記 号 番 号
令和 年 月 日

データマネジメントプラン届出書

福島国際研究教育機構
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

知的財産権等特約条項第 1 3 条の 4 第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. データマネジメントプラン

(別紙) データマネジメントプラン参照

(この届出書の提出時期：契約締結後遅滞なく。また、届出書（別紙）に修正又は追記があるとき。)

(様式第 1 1) (別紙) データマネジメントプラン記入例

区別	新規／修正又は追記 注 1)	提出日	令和 年 月 日
契約締結日		法人名	〇〇研究所
契約件名			

注 1)「新規」か「修正又は追記」を選択すること。

必須記入項目							公開レベル 3 又は 4 を 選択した場合、必須			
データ No	データの 名称 注 2)	データの説明	管 理 者	分 類 注 3)	公開 レベル 注 4)	秘匿 理由 注 5)	秘匿 期間 注 6)	取 得 者	取得方法	そ の 他 注 7)
1	〇〇実証 において センサよ り撮像し たデータ 及び関連 データ	〇〇実証に おいてセン サより撮像 したデータ であり、道 路の画像デ ータ	〇 〇 研 究 所	自 主 管 理 デ ータ	レベル 3 (PJ 参 加者以外 の第三者 へも提供 可能)	事業化 に向け て市場 の競争 力を確 保する ため	PJ 終 了後 1 年間未 満	〇 〇 研 究 所	プロジェ クトにお いてセン サを用い て自ら取 得	
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
1 0										

(記入要領)

委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン(令和 5 年 7 月) に基づき、委託したプロジェクトで得られる予定の研究開発データについて記入すること。

注 2)再委託先の取得するデータについても記入すること。

注 3)次のいずれかを選択すること。 委託者指定データ／自主管理データ

注 4)次のいずれかを選択すること。 レベル 4 (広範な提供・利活用)／
レベル 3 (PJ 参加者以外の第三者へも提供可能)／
レベル 2 (PJ 参加者間のみで共有可能)／レベル 1 (自者のみで利活用)

注 5) 次のいずれかを選択すること。 秘匿しない／事業化に向けて市場の競争力を確保するため／特許出願や論文
発表を行うため／取得又は収集したデータの利用許諾等に制限があるため
／安全保障上の理由のため／その他 (「その他」欄に具体的に記載)

注 6)次のいずれかを選択すること。 秘匿期間なし／PJ 終了後 1 年間未満／PJ 終了後 3 年間未満／
PJ 終了後 3 年間以上／PJ の進展に応じて判断する／
その他 (「その他」欄に具体的に記載)

注 7) サンプルデータやデータ提供サイトの URL、その他を記載する。

(様式第 1 1) (別紙) データマネジメントプラン記入例 (続き)

公開レベル 3 又は 4 を選択した場合、必須 注 9)								
データ No	データの名称	データの想定利活用用途	データの利活用・提供方針	円滑な提供に向けた取り組み	リポ ジ ト リ	想定 データ量 注 8)	加工方針	その他
1	〇〇実証においてセンサより撮像したデータ及び関連データ	交通状況の分析ソフトを開発する他のプロジェクト参加者と共有することで、プロジェクトの目的であるソフトの開発に貢献する。また、事業終了後も、人工知能技術における学習用データセットへの応用可能性が十分に考えられる。	プロジェクト期間中:同一プロジェクト参加者には無償で提供。 プロジェクト終了後:一定期間後に事業の実施上有益な者に対しての提供を開始する。但しデータのクレジット表記を条件とする。	関連するプログラム製作者とセットでプロジェクト参加者以外の者へ無償で利用許諾できないか検討する。また、プロジェクト参加者以外の者への提供時期は市場での競争力を踏まえ、プロジェクト終了後一年を想定	期間中:自社に保存 終了後:自社に保存	1 0 GB 以上 1 0 0 GB 未満	ファイル形式:Excel メタデータ:日付、気温、天候等 その他:個人情報を含むデータは他者に提供する場合には本人の同意を得ることや特定の個人を識別できないように加工することが必要になることに留意する	
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
1 0								

(記入要領)

委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン(令和 5 年 7 月)

に基づき、委託したプロジェクトで得られる予定の研究開発データについて記入すること。

注 8) 次のいずれかを選択すること。1 GB 未満/1 GB 以上 1 0 GB 未満/1 0 GB 以上 1 0 0 GB 未満/1 0 0 GB 以上

注 9) 当初、公開レベル 1 又は 2 の場合でも、プロジェクトの進展に伴い、公開レベル 3 又は 4 に修正された場合は、公開レベル 3 又は 4 の必須項目を記入すること。

注 1 0) データの個数が 1 1 以上ある場合は、二枚目のシートを作成すること

注 1 1) 受託者は、前頁及び本頁を統合した「様式第 1 1 (別紙) データマネジメントプラン」の電子的様式(データマネジメントプラン (DMP) (EXCEL 形式: 74KB) Excel ファイル)を用いること。

(様式第 1 1 の 2)

記 号 番 号
令和 年 月 日

メタデータ届出書

福島国際研究教育機構
理事長 殿

住 所
名 称
代 表 者 氏 名

知的財産権等特約条項第 1 3 条の 4 第 3 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

1. 契約件名等

契約締結日		契約締結時の記号番号	
契約件名			

2. データカタログに掲載する索引情報
(別紙) メタデータ参照

(この届出書の提出時期：研究開発データをプロジェクト参加者以外の第三者への提供しようとするとき。
届出書（別紙）に修正又は追記があるとき。また、委託業務が完了した後、遅滞なく。)

(様式第 1 1 の 2) (別紙) メタデータ (記入例)

区別	新規／修正又は追記 注 1)	提出日	令和 年 月 日
契約締結日		法人名	〇〇研究所
契約件名			

注 1) 「新規」か「修正又は追記」を選択すること。

公表可能データ								
データ No	データの名称	データの説明	管理者	プロジェクト終了後のリポ ジトリ	概略データ 量	データの利活用・提供方針	連絡先	その他
1	〇〇実証 においてセンサより撮像したデータ及び関連データ	〇〇実証においてセンサより撮像したデータであり、道路の画像データ	〇〇研究所	自 社 に 保 存	1 0 GB 以 上 1 0 0 GB 未 満	一定期間後に事業の実施 上有益なものに対しての 提供を開始。但しデータの クレジット表記を条件と する。なお、サンプルデー タを公開している。	〇〇 研究所 〇〇部門 〇〇課 TEL:00- 00000000 0 Mail: 〇 〇〇〇@ 〇〇〇〇	サンプル データを 下記 URL にて提供。 http:// 〇〇.html
2								
3								
4								
5								
6								
7								

(記入要領)

委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドライン(令和 5 年 7 月) に基づき、メタデータについて記入すること

注 2) 受託者は、本書の提出をもって委託者が本書の内容をデータカタログとして、福島国際研究教育機構等のウェブサイトで公表することに同意するものとする。

注 3) 受託者は、本頁に対応する「様式第 1 1 の 2 (別紙) メタデータ」の電子的様式(メタデータ (EXCEL 形式: 44KB) Excel ファイル) を用いること。

注 4) 受託者は、プロジェクト終了後に自主管理データを削除・破棄する場合は、その他欄にその旨を記して、本書を提出しなおすものとする。その再提出をもって福島国際研究教育機構は掲載等を中止する。